

諸問第 25 号

兵庫県環境審議会

ディーゼル自動車等運行規制のあり方について（諸問）

環境の保全と創造に関する条例（平成 7 年兵庫県条例第 28 号）第 67 条の 2 の規定による特別対策地域における特定自動車の運行の禁止について、そのあり方を検討する必要があるため、諸問します。

平成 23 年 8 月 5 日

兵庫県知事 井 戸 敏



[諸問理由]

平成 16 年 10 月より行っているディーゼル自動車等運行規制については、条例附則で、「知事は、平成 20 年度を目途として、改正後の条例第 67 条の 2 に規定する特別対策地域及び周辺地域における自動車の運行の状況、大気汚染の状況等を勘案し、改正後の条例の規定による規制の内容について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされており、平成 19 年 11 月 30 日付け諸問第 97 号により当該運行規制のあり方について兵庫県環境審議会に諸問し、平成 20 年 8 月 22 日付けで、「条例規制の存廃時期については、平成 22 年度を一つの区切りとして、環境の状況等を考慮したうえ、以降の規制についての方向性を再度検討し、決定するのが望ましい。」との答申を受けたところである。

これを踏まえ、平成 22 年度における環境濃度の状況を検証した上で、ディーゼル自動車等運行規制のあり方について意見を求める。